

建前をとる限り、公平分配の立場から、そこに一定の規格あるいは制限の要請されることは、依然として避けがたい。その結果、大学を中心とする研究的教育的医療、および一般医療機関の良心的・学問的診療が、本質的支障をうけていることは、あとに指摘されているとおりである。

一方、最も長年月の修練を要する高度の技術であるにもかかわらず、医師の技術差というものが、現行保険医療においては全く認められていない。従つて医師の向上心は害せられ、技術は低下する。このまま推移するならば、わが国の医学・技術の進歩向上は阻止せられ、近き将来に、国民の保健福祉上由々しい危機に直面することは余りにも明白であろう。

もちろん、日本の社会保険制度は発達しなければならない。これに協力を惜しむことは許されない。しかし、それは現行の現物給付方式には限らないはずである。諸外国にも多くその例がみられるように療養費給付方式をも採用するならば、社会保険の目的は達しながら、しかも前記の欠点は解消する道を開くことができるのである。いうまでもなく、現物給付方式にも利点があるから、これを全廃すべきではない。すなわち現行健康保険制度においても例外的に認められている療養費給付を大巾に緩和し、現物給付との併用を計ることがこのさい最も妥当な措置と考えられる。

5-18

庶発第354号 昭和36年5月13日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長代理 桑 原 武 夫

大学図書館の整備拡充について（勧告）

標記のことについて、本会議第33回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

大学教育の効果を有効ならしめるためには、附属図書館が十分にその機能を発揮するよう、その充実と運営の適正を期することがきわめて重要であることはいうまでもない。しかるに現在の大学図書館は、一般にその蔵書数がきわめて貧弱であり、その書庫、閲覧室その他の施設設備がはなはだしく不完全であり、さらにその職員の数、待遇、身分が不十分かつ不適正であるために、大学図書館としての機能を十分に発揮する上に、重大な支障を来している実情にある。

よつて、政府は大学における図書館の機能を重要性にかんがみ、次の諸点について適切な措置が講ずるよう勧告する。

1. 大学図書館の蔵書を充実するために、必要な財政的措置を講ずること。
2. 大学図書館の書庫、閲覧室その他の施設設備の拡充と整備をはかるために必要な措置を講ずること。
3. 大学図書館の職員数を適切な水準まで増員し、かつ大学図書館職員としての専門職の制度を確立することを講ずること。

理由・説明

I 蔵書数について

- A 大学図書館は、大学が研究機関である点から大学教官の研究に必要な多数の図書資料を収集して利用に供すべきことはもちろんであるが、わが国の大学はきわめて少数の大学を除いては、この面での蔵書数がきわめて貧弱である。計画的に蔵書数の拡充を図る措置を講じない限り、大学教育の効果を高めることはおぼつかない。
- B 新制大学は、いわゆる単位制による教育を行つている1時間の講義に対して2時間の自習を課することを建て前としている。この制度の特色を生かして教育効果を高めるには、これまでの大学とは飛躍的に異つた水準において、学生の自習のための図書を多数に用意して学生の自由な利用に供し、自習に支障のないようにすることが必須の条件である。しかるにこの面での図書の拡

充は、予算の関係上きわめて困難な実状にあり、そのために学生の自習を重んずる単位性そのものも有名無実になり、学生の学力低下の重要な一因となっている。学生用図書の拡充はきわめて急務である。

II 施設について

- A 大学図書館は図書の倉庫であつてはならない。研究、教育の機能の中心として、書庫、閲覧室、特殊施設室を有機的に設置し拡充すべきである。
- B 現在なお多くの大学図書館が木造であることは、むしろ非常識である。速やかに不燃性建築とすべきである。
- C 書庫面積が蔵書数の増加に対応して増加していない大学図書館が大部分を占めている。図書の格納の場所としても不十分であるのみならず、管理、運営に重大な支障をもたらしている現状は改善されるべきである。
- D 学生数の増加に対応する閲覧室の増加は、ほとんどの大学において実現していない、マイクロフィルム、視聴覚などの特殊施設も早急に整備する必要がある。

III 図書館職員について

- A 図書館職員の定員は、教官、学生数および蔵書数の増加、利用度の上昇に対応する増加を示していない。最少限の臨時職員を加えて辛うじて運営しているものが大部分である。職員1人当りの冊数、利用者数は過重であつて、そのために有効な運用ができていないことは改めるべきである。
- B 図書館職員の業務は、一般事務職員の業務と異り、特殊専門の知識と技能を要し、熟練を要する。とくに研究者に対するサービスにおいては高度の知識を要する。そのために専門職員、司書等を養成する機関が設置されるべきである。現在は文部省図書館職員養成所のほか二、三の私立大学に図書館学科があるにすぎない。より高度の養成機関を必要とする。
- C 専門的に訓練された図書館職員を、一般事務職員と区別し、特殊職種（例えば教官職に準じた職種）として、待遇の向上を図るべきである。現在、図書館職員養成所等において、司書の資格を与えられても、現実に大学図書館においては、一般職員と区別されていない。したがって長く図書館にあつて、高度の専門職能をもつとかえつて、一般事務職員よりも不利益になるという矛盾が生じている。そのために図書館職員を確保して熟練と技能をたかめることを不可能としている。このような状態では図書館機能が麻痺するのが当然である。速やかに司書職のごとき職種を設定すべきである。

IV 予算について

図書館予算は大学において、独立しておらず、本部予算に依存しているが一般の状態であるが、図書館はその性質上独立の予算とすべきである。とくに図書数や利用度も漸次増加し、新しい機能（マイクロフィルム、視聴覚利用）も発達し、大学間の相互利用の機能も必要となるなど、独自に予算をもつて運営することを要する事業が激増している。

ついては、図書館独自の予算を計上し、施設費、図書購入費、物件費、修理製本費、目録作成費等、図書館において専門的に予算を組み、その経費を独自に行うように制度を改めるべきである。

5-19

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

庶務第360号 昭和36年5月17日

日本学術会議会長代理 桑 原 武 夫

人文・社会科学の振興について（勧告）

標記のことについて、本会議第33回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。